

第3期

芦北町障がい者プラン 芦北町障がい福祉計画 について

「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」

《概要版》

平成24年3月
芦北町

計画の策定

第2期計画（H18～H23）の最終年度に伴い、今年度第3期計画（H24～H26）を策定しました。

計画の種類（H24～）

障がい者プラン（障害者基本法）・障がい福祉計画（障害者自立支援法）

計画の対象者

- ・対象者は、「障害者自立支援法第4条第1項」に定義する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者です。
- ・精神障がい者には、発達障がい、高次脳機能障がいも対象に含まれています。

（障がい福祉計画・障がい者プランとの比較）

名 称	芦北町障がい福祉計画	芦北町障がい者プラン
根拠法	障害者自立支援法 第88条	障害者基本法 第9条第3項
性 質	障害福祉サービス等の基盤整備に関する数値目標を定めた実務的な計画	障がい福祉をベースとした、まちづくり、意識づくりといった分野も含む総合的な計画
状 況	第1期計画 H18～H20 第2期計画 H21～H23 第3期計画 H24～H26	第1期計画 H14～H18 第2期計画 H19～H23 第3期計画 H24～H29

計画策定までの流れ

月 日	内容
9月 2日(金)	第1回障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会プロジェクトチーム
10月 6日(木)	第2回障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会プロジェクトチーム
10月19日(木)	第3回障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会プロジェクトチーム
11月11日(金)	第4回障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会プロジェクトチーム
11月16日(水)	当事者団体ヒアリング（芦北町手をつなぐ育成会）
	当事者団体ヒアリング（芦北町精神障害者家族会）
11月22日(火)	当事者団体ヒアリング（芦北町身体障害者福祉団体連合会）
12月13日(火)	障がい者プラン見直しアンケート町内関係機関依頼
1月11日(水)	事業所ヒアリング（社会福祉法人 光輪会）
	事業所ヒアリング（特定非営利活動法人 ひまわり芦北）
1月12日(木)	事業所ヒアリング（社会福祉法人 芦北福祉会）
1月13日(金)	事業所ヒアリング（社会福祉法人 志友会）
	事業所ヒアリング（特定非営利活動法人 ばらん家）
1月23日(月)	芦北町障がい者プラン・障がい福祉計画素案
2月10日(金)	芦北町障害福祉計画・障害者福祉計画策定委員会の開催

芦北町障がい者プラン

障がい福祉をベースとした、まちづくり、意識づくりといった分野も含む総合的な計画

(障害者基本法に基づく計画)

今回の第3期障がい者プランの策定について

第2期障がい者プランをもとに、以下の体制で計画を見直しました。

障害福祉サービス事業者・障がい者団体へのヒアリング
サービスに関する情報提供、団体運営等の課題を聴取。

策定委員会プロジェクトチームの設置

第2期計画の進捗状況の点検、調査及び研究を行い、第3期計画に反映。

計画の進捗状況、評価、課題の整理を町内障害福祉関係機関の実務者レベルで協議。

障がい者プランの基本施策・重点施策をとりまとめる。

策定委員会の開催

事務局の計画素案に対して、意見及び助言を行う。

計画（素案）の承認。

基本理念

「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」

施策の基本理念は、全ての住民は福祉の受け手であり、同時に担い手であるという「共助」の心を育て、住民が自主的・積極的に寄り合い、支えながら、障がいに対する理解の普及に努める観点から設定しました。

基本施策・重点施策

	重点施策
地域福祉の促進	障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成 各種福祉支援員の養成支援
障がいへの理解の促進	広報誌による周知 各種福祉関連イベントの実施・支援 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の充実

項目（基本施策）	重点施策
サービス提供体制の整備	就労系サービスの充実 グループホーム、ケアホームの充実 高齢障がい者に対するサービスの充実
相談支援体制の充実	重層的な相談支援体制の構築 障がい福祉関連の協議会を中核に据えた体制の充実 障がいのある人等に対する虐待の防止 相談支援専門員の育成と確保 障がい者と家族への支援
教育・子育て支援の充実	相談支援事業所を中核に据えた相談支援体制の充実 障がいの早期発見、早期治療、療育の充実
精神保健福祉の充実	生活の場、日中活動の場の整備拡充 精神障がいに関する理解の取り組み 社会的入院者の地域移行の促進 福祉系リハビリテーションセンター設置検証及び既存資源の活用

基本施策・重点施策

項目（基本施策）	重点施策
雇用・就業の促進	障がい者就業・生活支援センター等との連携 障がい者雇用促進に向けた啓発活動
情報・生活環境 の整備	障がい種別に応じた情報提供の充実 各種広報媒体の活用
町単独事業の実施	障がい者(児)福祉体制整備推進事業の拡充 福祉関係機関連携会議の開催
防災体制の整備	災害時要援護者支援制度の普及 障がい種別に応じた情報提供体制の確立

基本施策・重点施策は、策定委員会プロジェクトチームで課題を整理し、施策として位置づけています。

また、障がい者支援体制の強化・障がい者の社会参加の促進を主体とした施策です。

ヒアリング等の実施結果

町内の障がい福祉関係機関・障がい者任意団体に対してヒアリングを実施。

ヒアリング結果は、以下のとおりで、基本施策・重点施策同様取り組んでいきます。

障がい関連の制度の周知

一般就労への支援

行政・地域・障がい者関連団体との連携

行政機関の改革

障がい者の地域生活を推進する取り組み

障がいや障がいのある人への理解

芦北町障がい福祉計画

障害福祉サービス等の基盤整備に関する数値目標を定めた実務的な計画（障害者自立支援法に基づく計画）

留意事項

国においては、平成25年8月までに障害者総合福祉法の実施を目指しているため、障害福祉サービスを計画期間中に計画を見直す可能性があります。

障がい福祉計画の考え方

障がい福祉計画の基本理念

障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

3障がい等に係る制度の一元化

地域生活移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

サービス提供体制の確保

県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

GHの充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

相談支援体制の充実とネットワークの構築

- ・ 相談支援が実施できる体制の整備
- ・ 地域自立支援協議会の在り方を明示

障害者自立支援法の理念を踏まえて、策定しています。

今回の第3期障がい福祉計画の策定について

第2期障がい福祉計画をもとに、以下の体制で計画を見直しました。

障害福祉サービスの数値目標の実績（H21～H23）

第2期計画に設定した数値目標の検証。

障害福祉サービスの数値目標の設定（H24～H26）

障害者自立支援法、児童福祉法施行令の一部改正に伴う、障害福祉サービスの数値の設定。

熊本県障がい者支援課の「地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制を確保」するため、ヒアリングによる数値目標の確認。

策定委員会の開催

事務局の計画素案に対しての意見及び助言。

計画（素案）の承認。

第3期障がい福祉計画における障害福祉サービスの見込み量

サービス種別		サービス見込み量									
		平成23年度 実績(※)		平成24年度		平成25年度		平成26年度			
		利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数		
訪問系	居宅介護	126 時間/月	12 人	137 時間/月	13 人	148 時間/月	14 人	160 時間/月	15 人		
	重度訪問介護	0 時間/月	0 人	172 時間/月	1 人	172 時間/月	1 人	172 時間/月	1 人		
	同行援護	26 時間/月	1 人	29 時間/月	2 人	57 時間/月	3 人	86 時間/月	4 人		
	行動援護	0 時間/月	0 人	34 時間/月	1 人	34 時間/月	1 人	34 時間/月	1 人		
	重度障害者等包括支援	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人		
日中活動系等	生活介護	1,520 人日/月	78 人	1,742 人日/月	90 人	1,874 人日/月	97 人	2,016 人日/月	105 人		
	自立訓練(機能訓練)	18 人日/月	2 人	20 人日/月	3 人	22 人日/月	4 人	24 人日/月	5 人		
	自立訓練(生活訓練)	18 人日/月	2 人	20 人日/月	3 人	22 人日/月	4 人	24 人日/月	5 人		
	就労移行支援	49 人日/月	6 人	53 人日/月	7 人	58 人日/月	8 人	63 人日/月	9 人		
	就労継続支援(A型)	53 人日/月	4 人	58 人日/月	5 人	63 人日/月	6 人	69 人日/月	7 人		
	就労継続支援(B型)	774 人日/月	78 人	1,223 人日/月	106 人	1,321 人日/月	115 人	1,427 人日/月	125 人		
	療養介護		0 人		20 人		22 人		24 人		
	短期入所	94 人日/月	17 人	102 人日/月	19 人	111 人日/月	21 人	120 人日/月	23 人		
居住系	共同生活援助		15 人		17 人		19 人		21 人		
	共同生活介護		9 人		10 人		11 人		12 人		
	施設入所支援		71 人		77 人		77 人		77 人		
相談支援	計画相談支援		0 人		17 人		19 人		20 人		
	地域移行支援		0 人		1 人		2 人		3 人		
	地域定着支援		0 人		1 人		2 人		3 人		

芦北圏域の取り組み

圏域の現状

- ・圏域では、障がい者手帳保持者数は増加傾向であり、人口に占める手帳保持者数は県内でも高くなっています。
- ・障害福祉サービスの提供体制については、計画に基づき取り組みが進んでいますが、他の圏域と比べてまだ十分ではありません。

圏域の課題

芦北圏域は水俣病の健康被害が発生した地域であり、水俣病被害者である障がい者の方も多く生活されています。こうした事情も踏まえ、地域のもやい直しを推進し、すべての障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるように社会資源の整備やニーズに応じた支援体制の充実を図っていく必要があります。

圏域での重点課題

相談支援体制の充実

地域自立支援協議会を中心としたネットワークづくり

地域療育体制の整備

水俣・芦北地域療育センターを中心とした関係機関との連携強化

就労支援の促進

障害者自立支援法関連 圏域事業

障害者（児）相談支援事業（光輪会、志友会、照徳の里）

地域療育センター事業（子どもセンター）

地域活動支援センター事業（支援センターまどか）

その他の圏域事業

芦北圏域障害者自立支援協議会

芦北圏域福祉有償運送運営協議会

計画の推進体制

第3期障がい者プラン・障がい福祉計画の策定後は、計画の推進体制を整え、次のとおり取り組んでいきます。

関係機関相互の連携

地域における各種関係団体、民間企業との連携

国・県との連携

計画の進行管理・評価体制

本計画の内容を具体化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直します。

進行管理等を含む評価体制については、自立支援協議会()を設置し、年度毎に管理します。

自立支援協議会設置が法定化された事に伴い、本町でも設置するものです。

整備法のポイント

制定背景

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」。

通称「整備法」。平成22年10月に公布・施行。

新たな障害者福祉法制度である「障害者総合福祉法」施行までのつなぎ法。

利用者負担の見直し

施行期日：平成24年 4月 1日

利用者負担の規定の見直し

法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化しました。

利用者負担の合算

高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減します。

障がい者範囲の見直し

施行期日：平成22年12月10日

- ・ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることを法律上明示しました。
- ・ 発達障がいについては、発達障害者支援法が整備され、発達障がいの定義規定も置かれています。
- ・ あわせて、高次脳機能障がいについては専門の法律がないため、大臣告示や通知等で対象であることが明確化されています。

相談支援の充実

施行期日：平成24年 4月 1日

相談支援体制の強化

- ・ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置
- ・ 自立支援協議会については、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設けます。
- ・ 地域移行や地域密着についての相談支援を充実します。
（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化。）

支給決定プロセスの見直し等

- ・ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直します。
- ・ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大します。

障がい児支援の強化

施行期日：平成24年 4月 1日

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

- ・重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別等に分かれている現行の障がい児施設（通所・入所）について一元化します。
- ・在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が県から市町村へ事務等移管されます。

放課後等デイサービス等訪問支援の創設

- ・学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設します。
（20歳に達するまで利用できるよう特例を設けます。）
- ・保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設します。

在園期間の延長措置の見直し

- 18歳以上の障がい児施設入所者については、障がい者施策（障害者自立支援法）で対応するように見直します。

地域における自立した生活のための支援

施行期日：平成23年10月1日

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

グループホーム・ケアホーム入居者への居住に要する費用を助成します。

重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化

重度の視覚障がい者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、同行援護を創設します。

その他

平成22年12月10日施行

- ・「その有する能力及び適性に応じ」の削除
- ・児童デイサービスに係る利用年齢の特例（20歳までの利用）

平成24年4月1日施行

- ・成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
- ・事業者の業務管理体制の整備等
- ・精神障がい者地域生活を支える精神科緊急医療の整備等

その他

「障がい」の標記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「有害・被害」等否定的でマイナスのイメージが強い言葉であるため、少しでもマイナスイメージを和らげるため、法令等の名称及び特定のものを目指す用語、組織等の名称を除き、「害」を「がい」と標記することとしています。

児童施策の改正について

「児童発達支援事業」等の児童福祉法改正に伴うサービス形態については、現時点で事務処理要領等が発出されていませんので、必要に応じ平成24年度中に計画の中で見直します。

児童福祉法に基づく施策についても、本計画で反映していく予定です。